

近世大名の養嗣子付史料群の形成過程

— 忍藩世嗣松平忠矩（池田茂政）を事例として —

澤村 怜 薫

はじめに

近世の大名家文書は、文書が帰属した人物や部局に重きを置くと「藩侯の文書」〔家伝の文書〕と「藩庁の文書」に大別されると笠谷和比古氏によって提起されて久しい。⁽¹⁾ いま一度、氏の提起を確認したい。

「藩侯の文書」〔家伝の文書〕は、「御手許文書」を中核としつつ、これに中世以来伝来してきた古文書・諸史料、藩主の側近役・侍臣が藩主に代わって作成した諸文書、藩庁各部局で作成されたもので藩主の下に進達・進覧された藩政諸文書、藩主の家族に関わる諸文書、奥方諸役人の下で作成・伝存された諸文書から構成された。さらに、明治期の家政関係史料、家史編纂に伴う編纂史料および各地からの収集史料などが付加されていった。

「藩庁の文書」は廃藩置県に際して行政上の参考資料として新設の県庁へ移管される場合が多かった。また、明治期以降の旧大名家における家史編纂の過程で「藩庁の文書」から史料を取り寄せることもしばしばあり、結果として「藩庁の文書」が「藩侯の文書」に部分的に再編される場合もみられた。

アーカイブズ学の研究史をみると、「藩庁の文書」に関する管理実態

と展開過程、および現代までの伝来過程の研究において豊かな蓄積が得られている。⁽²⁾ これによって、藩庁の各部局の機能と関連した文書・記録の使用・管理の体制が解明され、研究水準が向上している状況にある。

一方、「藩侯の文書」は、大名家当主や一族の個々人がそれぞれ作成、授受した文書で構成され、本来その多くが個々のパーソナリティに紐づく史料として伝来したものである。しかし、それらが個人の「御手許文書」としての現用期間を終えた後、なんらかの選別の過程を経て、非現用文書として「藩侯の文書」あるいは「藩庁の文書」のなかに組み込まれ、保存される場合もあった。⁽³⁾ しかし、選別の主体が本来の持ち主でない限り、現用時に孕んだ文書の機能・性格・秩序が十分に反映されない形で管理されることもまま見られ、⁽⁴⁾ 総じて史料論としての研究は決して多くない状況である。

さて、ここで注視したいのが、「御手許文書」を保持した個人の携えていた文書・記録・書籍の存在である。とりわけ、他家から縁組・縁談を経て引き移ってきた人物であった場合、彼らが実家等より携えてきた文書・記録・書籍もまた人に付いて移動している。

このような個人付きの文書・記録等については、該当する史料群の管理台帳が当時作成されている、あるいは史料群自体の伝来状態がよほど

良好でなければ本来把握は困難である。しかし、現存する大名家文書に包含された諸史料から個々人のパーソナリティを解明するためには、たとえ断片的であっても個人付き史料群がいかなる過程を経て形成されてきたものなのか検証することも重要な研究プロセスであると考えられる。

そこで本稿では、「御手許文書」に類別される大名の養嗣子付史料群の形成過程を検討することで、前述の課題に応えたい。検討対象は、岡山大学図書館の池田家文庫に含まれる武蔵国忍藩主松平忠国（たかくに）の養嗣子であった松平忠矩（ただのり）の「御手許文書」である。本稿ではこれを「松平忠矩付史料群」と捉えて、以下行論していく。⁵⁾

池田家文庫の文書群構造およびその伝来過程に関する先行研究は、J・W・ホール氏を嚆矢として、中野美智子氏、泉正人氏、別府信吾氏らの成果がある。⁶⁾ また、近年は浅利尚民氏による近代の池田家旧蔵宝物群の伝来過程を跡付ける研究成果が得られている。⁷⁾ 本稿で取り扱う近世の個人付史料群の形成過程と浅利氏が見通している近代の史資料群の伝来過程は相互に補充し合う研究視角と捉えている。

一 松平忠矩と「御書籍御調度記」

(一) 忠矩の養嗣子経緯

まず、忠矩を養嗣子として迎える忍藩松平下総守家の概要を述べておく。忍藩は武蔵国埼玉郡にある忍城を居城とした藩である。文政六年（一八二五）に伊勢国桑名から武蔵国忍へ移封してきた松平下総守家は、初代松平忠明（ただあきら）の治世では十七万石、二代忠弘の治世では十五万石を領知した。しかし忠弘の嗣子をめぐって御家騒動（白河騒動）を引き起こしたため、元禄五年（一六九二）に十五万石から十萬石への減封処分を幕府から受けた経験をもつ家門大名である。⁸⁾

松平忠矩は、天保十年（一八三九）十月十一日、水戸藩主徳川斉昭の

九男として水戸藩上屋敷の江戸小石川邸で生まれ、九郎磨と称した。嘉永元年（一八四九）八月二日に忍藩主松平忠国の婿養子となり、同三年六月二十三日に忍藩上屋敷の江戸馬場先邸へ引き移った。同年九月一日にお目見えを果たし、従四位下民部大輔に叙任、同年十二月十六日に元服し忠矩と改名し、侍従に任官した。安政三年（一八五六）十二月十六日に溜詰列席を許されている。

しかし、同六年十一月二十三日に「病」を理由に松平家を離縁となり、溜詰席も御免となった。⁹⁾ これにともない忠矩は水戸藩の小石川邸へ出戻り、名をふたたび九郎磨に改めた。

文久二年（一八六三）二月六日に岡山藩主池田慶政（よしまさ）の婿養子となり、修政と称した。同月八日に池田家の家督を相続し、池田茂政（もさ）と改めた。元治元年（一八六四）二月二十四日に従四位上、左近衛権少将に叙任され、慶応四年（一八六八）三月十五日に隠居するまでの五年間岡山藩主の座にあった。明治三十二年（一八九九）十二月十二日に死去し、儒式へのつとり和意谷（現在の備前市吉永町）の池田家墓所に葬られた。

(二) 池田茂政の「御書籍御調度記」

① 近代池田家における史料と什物の管理

大正五・六年頃に成立した「参考書」によると、池田家保管の什器・武器・書籍・記録等の物品は近世においては諸手役所の管理下に属した。その後、明治二年十月に岡山藩の成立とともに藩庁と「内家」（池田家）が組織的に分離した際に旧藩庁の物品は文書類とともにすべて新藩庁へ移管され、同時に家政に属するものは池田家に移されたという。¹⁰⁾

池田家では明治期に史料と什物の管理にあたり「調度記」という台帳が整備された。「調度記」は明治十四年頃に成立し、同十八年頃まで管理台帳として使用されていた形跡がある。ただし、これらは池田家にお

ける管理方法であつて、当時存命中の旧藩主（慶政・茂政）が各々持ち出していた家財は各邸宅で管理されていた。なお、当時、池田家と旧藩主邸を区別するためか、池田家を「本池田家」と称する史料上の記載が多い。こうした旧藩主の家財は死後にはじめて「本池田家」の家財に組み込まれていったことが明らかになっている。¹¹⁾

② 「御書籍御調度記」の性格

池田茂政（松平忠矩）の史料と什物の台帳としては、「御書籍御調度記」と「茂政命御道具帳」が確認されている。ここでは文書・記録・書籍類が登載される「御書籍御調度記」の内容を確認していこう。表紙の記載によると、片山信貞と長谷川新作の預りとある。また本文には複数箇所「七月八日御手許へ出ス」といった付箋が貼付されている。「御手許」は所有者である池田茂政と捉えられ、ゆえに茂政の隠居から死去するまでのいずれかの時期に作成された書籍目録と考えられる。

本文の記載方法をみると、目録所載の書籍は巻番号から十五番までの十五群に分けて登載されている。しかし、たとえば、黒澤翁満くろさわおんみつの著作『葎居集』『葎居前集』『葎居後集』は別々の番号に分類されており、少なくとも書籍の内容別のカテゴリーでは無いようである。

③ 忍藩関連書籍の登載

本史料には忍藩主松平下総守家の関連書籍も登載されている。

まず、五番と六番に複数の忍藩関連書籍が確認できる。これらは後掲の表1に「調度記番号」として反映させ、対応関係を示した。本史料は、池田茂政付史料群の近代以降における伝来過程を考える上でも重要な検討対象となりうる史料である。¹²⁾

次に十三番に分類されている「御書類并名書」には松平下総守家の歴代当主や正室にあたる、松平忠雅・忠啓・忠彦・忠翼・忠堯・忠堯正室

で鳥取藩主池田齊稷なりし娘らの書計一二点が書き上げられている。箱入り一纏の「御書類并名書」はいずれも掛幅かそれに類する形態と考えられる。なお、「御書類并名書」の書に該当する史料は、現段階でその所在を確認することができない。

以上のように、「御書籍御調度記」は池田茂政の「御手許文書」の一角（書籍）の管理台帳と捉えられる。さらには、後掲表1のなかで和書の分類に「御書籍御調度記」掲載の史料が集中しているのは明らかであり、この史料群が和書の分類の一角を形成したとみられる。

二 松平忠矩付史料群の復元

前節で掲げた「御書籍御調度記」に類する、近世における松平忠矩付史料群の管理台帳は管見の限り確認できない。そのため、池田家文庫の中から忍藩主松平下総守家に直接かわるとみなしうる文書・記録・書籍類計五五点を表1として函架番号・書架番号順に抽出した。¹³⁾ここでは松平忠矩付史料群の形成過程の道筋を考えるため、表1をもとに伝来する史料の全容を把握・確認し、内容と書誌等の情報整理を行う。

(一) 文書・記録の概要

表1に抽出した文書・記録をひとまず主題別に分類すると、左記の四つのカテゴリーに分けられよう。

① 授受文書

忍藩世嗣の立場にあつた期間、松平忠矩が実際に授受した文書。たとえば、官位任官・官職叙任にともなう文書・書簡（松平民部大輔様御叙位書類）、みづから親族とやりとりした書簡等が該当する。

② 筆写記録

松平忠矩の意思で藩政記録等をみづから筆写したものの。「松平下総守

忠国家記」「忍藩漫録」「水戸藩漫録」「忍家家臣住口書付 一」「往復御書留」等が該当する。

③ 政事向記録

忍藩世嗣の立場上、手元に集められていた政事向記録とみられるもの。松平下総守家の居城である武蔵国埼玉郡忍城関連の絵図、家祖松平忠明の実家奥平家の伝記、軍法規則、備立図、家臣団の姓名・番組編制の記録等が該当する。

④ 書籍

忍藩主松平下総守家家臣の著作物。たとえば、儒学者の芳川波山、用人で国学者の黒澤翁満（後に詳述）、勘定奉行の岩崎長容らがそれぞれ編纂・執筆・校訂した地誌や漢学・国文学・詩歌の著作等が該当する。

(二) 書誌情報

次に着目したい点は、文書・記録の書誌情報のうち形態、蔵書印、下小口に貼付された付箋である。なお、池田家文庫が岡山大学に寄贈されたことを表す朱印「岡山大学図書」の蔵書印がほぼすべての史料に押印されている。しかし、本稿では煩雑さを避けるため、本蔵書印については表記を省略する。

記録・書籍類の形態の多くは縦帳で、書題箋あるいは刷題箋が表紙に外題として付された丁寧な装丁となっている。本文中の挿絵や彩色も省略せずに描かれ、特にNo.25～36あたりの史料は表紙や料紙の材質や装丁も含めて類似した体裁をとっており、ほぼ同時期に作成された原本もしくは精度の高い写本と考えられる。

一方、変形の縦帳は料紙を横に裁断して野線を木版刷りしたものを縦帳綴じたもので、松平忠矩の自筆とみられる「松平下総守忠国家記」「忍藩漫録」「水戸藩漫録」「忍家家臣住口書付 一」が該当する。筆

致のみならず、体裁もほぼ同様であり、みずからの意思で筆をとり筆写した記録群と捉えられる。

このほか、書簡、叙位書類などは作成当時の原状をとどめているものとみられる。

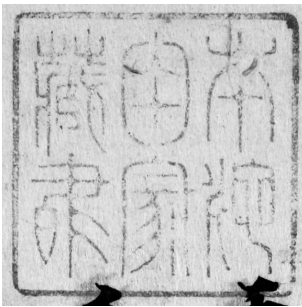
蔵書印は朱印「源忠矩印」の存在が特筆される。印文に「源忠矩」とあることから、まさしく忍藩世嗣時代の書物へ押印された蔵書印とみるのが自然であろう。ただし、押印例は決して多くはなく、黒澤翁満の編著に集中的に確認される。押印時期も、忍藩世嗣時代当時と断言するには未だ検討の余地がある。

また、「本池田家蔵書」の朱印が多くの史料にみられる。これは、本池田家の蔵書であったことを示す印章である。池田茂政（松平忠矩）は明治二年十月に藩庁と池田家（本池田家）が分離する頃から別邸にて生活しており、みずからの家財や蔵書などは別に管理していた。しかし、前述のとおり茂政の死去後に彼の家財は本池田家に組み込まれ、それ以後に「本池田家蔵書」の押印が施されることとなった。

記録・書籍のうち下小口に付箋が付されているものがある。これは記録・書籍が書棚で平積み状態で保管されていた状況を物語る痕跡であ



朱印「源忠矩印」



朱印「本池田家蔵書」
（いずれもP8-12「言霊のしるへ」部分）

るが、それが忍藩上屋敷、水戸藩上屋敷あるいはそれ以後のものであるか判然としない。また、付箋に記された書名の墨書の筆跡は、忠矩の自筆とは言い難い。あくまでこれらの記録・書籍が特定の時期に同様の保管方法であった痕跡をみるにとどまる。

三 松平忠矩による記録類の収集・筆写

嘉永元年に忍藩主忠国の娘婿養子となり、同三年六月に忍藩上屋敷に引き移った松平忠矩は当時数え年で十二歳であった。ここまでみてきた松平忠矩付史料群の形成にあたり、忍藩世嗣時代の忠矩はほぼ主体的に関与していたのであろうか。本節では、彼がみずから筆写した記録のうち、「松平下総守忠国家記」と「忍藩漫録」を中心として記録類の収集・筆写をめぐる動機や背景を明らかにしていこう。

（一）「松平下総守忠国家記」と「忍藩漫録」

まず、「松平下総守忠国家記」（以下「忠国家記」と略記）の記載内容を確認する。⁽¹⁴⁾本文冒頭には「忠和下総守、実者紀伊中納言宗将卿九男遊心院従四品前総州大守無礙了空大居士、寛政五癸丑年十一月廿八日家督二被 仰出候後、家中之面々江教諭被致候書付并政事向之儀二付直書、又ハ家老共ヨリ家中之面々申聞候書付左之通り」とある。すわなち、和歌山藩主徳川宗将の九男として生まれ、寛政五年（一七九三）十一月に松平下総守家を相続した忠和が家中に触れた書付や直書、そして家老から家中へ触れた書付を取めた記録として成立したという経緯が示される。もっとも、「忠国家記」に採録された書付類は、宝永三年正月二十二日（忠雅の治世）から安政六年八月（忠国の治世）にかけての計九〇通の直書・書付・文書・諸記録等で構成されており、忠和の治世の書付類のみで占められるわけではない。採録の順序は時系列順ではなく、内容

に関連性のある書付・直書が規則性をもって採録されている（表2）。

直書と書付における当主の内訳は、三代忠雅の一通、四代忠刻の一通、七代忠和の三九通、八代忠翼の二三通、十一代忠国の七通となる。

この書付数が示すように「忠国家記」における忠和の存在は大きく、前掲の冒頭の記載にあるように、忠和の治世に発給された直書や書付を中心に編纂したという点は信頼してよからう。一方、五代忠啓・六代忠功・九代忠堯・十代忠彦の治世に発給された書付類が一切含まれていない点、採録の順序が時系列順ではない点をふまえれば、忠雅以来の藩主の治世に発給した書付類を、一定の基準で選別して、事項別に採録した記録だと考えるのが適当であろう。

「忠国家記」の構成はNo.1からNo.67までに直書・書付が集中しており、No.68以降は、忠矩が忍藩上屋敷に引き移ってからの文書・記録類となっている。No.67の末尾には、「以上終」の文言とともに、「印之覚」という直書・書付に付された、○・△・□等の印がどの松平家当主の治世に符合するかを示す凡例が記されている。凡例の存在はNo.1からNo.67までが本来独立した編纂記録であったことを物語っている。

次に「忍藩漫録」の記載内容を確認する。本史料は「忠国家記」と異なり直接の成立経緯を物語る記載はみられないが、松平下総守家に関する複数の書付・記録類を忠矩自身が筆写している点で同系統の記録とみなすことができる。

「忠国家記」が忠矩の養嗣子となる以前のいわば過去の書付・記録類を主に取めたものであったのに対し、「忍藩漫録」の特徴は、忠矩が当事者の立場として直接的あるいは間接的に関与した事柄に関する書付・記録類計五六通を取めている点にある（表3）。それゆえ、書付・記録類の成立時期も嘉永・安政期に集中する。

「忍藩漫録」の成立年代は、「忠国家記」と同様に書付・記録類が時

系列順にかかわらず収載されている点をふまえると、少なくとも年紀が判明する下限の安政四年十二月晦日以降となるか。成立年代については記載内容を検討してから後述したい。

ところで「忍藩漫録」と「忠国家記」の両記録に共通する特筆すべき点は、史料に収めた書付・記録類の筆写理由を忠矩自身が見出しや注記として明記している点である。すべての書付・記録類に対して筆写理由の記載があるわけではなく、記載があっても多くが短文である。

しかしながら、これらは忠矩付史料群の形成過程を考えるうえで看過しがたい特徴的な記載である。以下、これらの見出しや注記から忍藩世嗣時代の忠矩による書付・記録の筆写をめぐる思考と行動を検討する。

（二）筆写対象の閲覧・入手の経路

忠矩による記録筆写の検討に移る前に、彼がどのようにして筆写対象となる記録類に接触しえたのか、検討しておこう。

忠矩自ら記した各記録の見出しをみると、安政三年八月「附奥平謙輔の差出し候収納其外之書面左之通」（「忠国家記」No.68）、同四年八月「附奥平謙輔の三屋敷之人数高差出し候書付左之通」（「忠国家記」No.69）というように奥平謙輔なる人物が頻繁に登場する。

奥平謙輔は、嘉永六年十月二十三日より若殿様（忠矩）附の用人を命じられた松平家家臣である。当時知行は二二〇石（内一五〇石足高）で、御勝手并奥向懸りと稽古場懸り合を兼ねていた。¹⁵ 忠矩が記録を閲覧する際は謙輔を介した経路が主な方法であったと考えられる。

ところで、池田家文庫に含まれる松平下総守家の関連史料のなかには、次のような筆写文言もみられる。

此御旧記一冊者先祖昌宗御番組衆之名面茂有之、正保四亥年ヲ去ル事凡百八十年皆文体古雅而事実明白也、依而写置、于時天保五甲午

八月吉日 奥平昌方識 于時安政五戊午十月吉日 松平忠矩識¹⁶

この文言は「忍家来住口書付 一」に記された一節である。また、「播州姫路諸士勤書」¹⁷にもほぼ同文の奥書が認められる。記載によると、本記録には奥平昌方の先祖昌宗の番組衆の名面が記されており、一八〇年が経過した旧記は、文体が古雅でいて事実が明白であることから筆写したとある。松平忠矩はこれをさらに筆写したことになる。

両記録を筆写した奥平昌方は、ほかに主君である松平下総守家とその元祖忠明の実家である奥平家に関する記録を筆写している。

此書ハ岸頼中子ノ秘蔵タリ、其書ノ拔ニ此書全部九冊拝借シテ御家ノ義ヲ拔萃ス、宝曆九己卯年ヨリ同十庚辰年正月迄ニ長坂丈写玉フ、トアリ、今天保三壬辰年九月岸氏ニ乞而写之、

奥平昌方

此当代記ハ 侯家編年録引書目録ノ内ニ、

一、当代記 九冊

信昌公御記録ト承伝フ、補注ニモ引

今按スルニ此書慶長二十年甲寅正月十九日ニ止マル、此年三月十四日 信昌公ハ 御卒去也、

トアリ、依テ今家蔵而已

昌方¹⁸

この文言は、松平家家臣の奥平十郎左衛門家に伝来した「当代記」の奥書である。筆写対象の記録を奥平昌方へ貸し出した岸氏は同じく松平家家臣で、宝暦年間に主君の家譜「侯家編年録」を編纂した岸師賢の子孫にあたる。¹⁹ このように、昌方は主君と自らの先祖が位置づく記録に重要性を見出し、天保年間に諸記録を筆写した人物であった。

留意すべき点は、昌方による写本から筆写した複数の記録が池田家文庫に伝来している点である。これらは忠矩が家督を相続しようとする松平下総守家の出自と由緒にまつわる記録類であるが、本来であれば忍藩

上屋敷あるいは城下に保管する書物を取り寄せて利用・筆写するのが自然である。しかし、現存する「忍家来住口書付 一」と「播州姫路諸士勤書」はいずれも奥平昌方個人の筆写本をさらに書き写したものであり、忠矩附用人の奥平謙輔による記録の差出経路をふまえるならば、昌方は謙輔の実父あるいは縁者の可能性がある。主君の出自や由緒を物語る記録を謙輔は、世嗣として目を通しておくべき書物」と判断して、自らの蔵書をも差し出したのではなからうか。

なお、筆写対象記録のすべてが公的な経路で到来したものとは限らない。むしろ、後述するように忠矩は謙輔以外の松平家家臣に命じて密かに忍城下の政情を書き送らせることもあった。忠矩は複数の経路を通じて情報や文書・記録類を意識的に収集していた点を指摘しておきたい。

(三) 筆写理由の検討

① 松平下総守家の家格・由緒・儀礼・先例の把握

天保七年十二月、江戸幕府が忍藩主松平忠堯に対して、「古来格別之御筋目」の家柄であるため、今後父が溜詰の節に嫡子が五節句月次出仕を遂げたならば引き続き溜詰格を命じるとした。それらの仰せ付け（「忠国家記」No.80）を筆写した忠矩は次のように注記している。

古来格別之御筋目茂有之候とハ先祖下総守忠明実ハ奥平美作守信昌之第四男二有之候、美作守内室元来 家康公之第一女ニ而加納姫君ト世ニ称セシ君之御子成シカハ 家康公之御孫ニ相当ル、されど御養子ニ被成松平之御称号下し給ふ故、古来格別之御筋目と申義も被 仰出候義と思ふ。

末尾を「と思ふ」と結んでいることから、他者が忠矩へ伝えた事柄ではなく、願書のなかで忠堯の論拠とした「古来格別之御筋目」が何をさしているのか、忠矩なりに見解を導いたプロセスが読み取れる。

また、安政三年六月三十日に与板藩主井伊兵部少輔（直経）が病死した際、松平忠国が自らの叔父にあたる続柄だが養子であることから半減の忌服を届け出た書付に対する注記として、忠国だけではなく忠堯や忠彦の叔父でもあることをそれぞれの続柄とともに記している（「忍藩漫録」No.16）。このほか、松平家の儀礼に関する先例等が「忠国家記」No.82、84、「忍藩漫録」No.8、17、19、38、40で確認できる。

さらに、嘉永六年十月、松平忠国は幕府に対して昇進願書を提出するが、その背後では、世嗣忠矩の実父である水戸の徳川斉昭が老中阿部正弘へ同伴に関する「声掛」を依頼する願書を書き送っている（「忍藩漫録」No.20、22）。忠矩は両願書とともに筆写するとともに、「前文昇進之書面実父水戸中納言齊昭卿一覽し給ひ防禦之一助と思ひ給ひ而老中正弘伊勢守阿部氏江御書状興津能登守遣セシ処其年二昇進ニ相成ル」と述べ、あたかも斉昭が水戸藩家老の興津能登守（克廣）⁽²¹⁾を介して阿部正弘へ達した書状が昇進の決定打となったとも読める言説を残している。

② 家政・財政・家臣団・藩領の把握

世嗣として忍藩上屋敷へ引き移った忠矩は、家中への達書（「忍藩漫録」No.1、3、9）（「忠国家記」No.89、90）や財政状況（「忍藩漫録」No.2、4）（「忠国家記」No.68）の把握に務めている。

また、数量として目立つのが家臣団の姓名と人数を書き上げた記録の筆写である。それらは、分限と禄高ごとの家臣姓名（「忍藩漫録」No.35）（「忠国家記」No.70、71、79）、特定の役職や武芸を鍛錬する家臣の姓名（「忍藩漫録」No.25（山本流居合）、34（使番））、国元や江戸（三屋敷）の各家臣団人数の内訳と姓名（「忠国家記」No.69、76、77、78、「忍藩漫録」No.5、28、42、53、54）に分けることができる。

これらの筆写理由は、上屋敷の焼失後に下谷三味線堀の仮小屋に住居した者の「姓名を為知也」、山本流居合を鍛錬する者の「姓名をしらん

がためニ記置」、そして分限・役順等の場合は「大凡をしらんがためニ記置」と記されている場合が多い。

当該期、江戸湾防備に従事していた忍藩であるがゆえに、軍役・海防（「忠国家記」No.72〜75、「忍藩漫録」No.6、10、11、15、18）に関する記録も散見される。軍役人数と役料・手当に関する記録の場合は、「年番持ニて年々姓名者相変候得とも人数高者相変シ不申候、役々ニ寄り手当金員数不同ニ付相不記」（「忠国家記」No.72）というように、人数を把握する点に重きを置いていた様子がうかがえる。

件数は少ないが、藩領に関する記録もみられる（「忠国家記」No.83、88、「忍藩漫録」No.13、37）。内訳は、国元城下町の火災の被害状況、藩領民から老中首座の堀田備中守（正篤、後の正陸）への駕籠訴一件、そして江戸湾防備の配置替えにともなう領知替え記録にとどまる。

③ 施策の考案

安政二年十一月、忠矩は忍城下の武家地のなかで内行田と上荒井・中荒井・下荒井の坪数取調を筆写しているが、その注記には「前文三荒井坪数取調致させ候趣意ハ、三荒井者城下之中央故便利之場所ニ有之候得者、学校・演武所など取建可然と考候処今取調致させ候事」とある。

すなわち、これらの地は城下の中央で便利であることから、学校や演武所を建設する用地として適当と考えて、忠矩が取り調べさせたという。池田家文庫に含まれる「武州忍城郭之図」⁽²²⁾は嘉永年間の様子を描写したものであり、忠矩の用地検討の際に利用された可能性が高い。

忠矩による構想のゆくえは定かではないものの、文久年間と慶応二年の城下絵図には新たに練武場（中荒井）、操練場（下忍）、武器役所（二ノ丸曲輪）、馬場（三重槽西）の描写がみえる。⁽²³⁾忠矩が離縁となった後ではあるが彼の施策案は結果的に松平家において具現化されていた。

次に、同年十二月晦日、忠矩はアメリカ使節ハリスとの外交交渉下に

あった折に「愚考」を記している（「忍藩漫録」No.52）。自らの意見を記した草稿を附用人の奥平謙輔に見せ修正したのち、年寄（家老）に対して一覽し、文面や誤り等を直して差し越すよう命じている。

これら忠矩の施策考案の背景にあったと思われる動向を物語る史料を掲出したい。本史料は「忍藩漫録」No.43に筆写されたもので、「此書面者忠矩忍表之義を深く心配せし故、医者清水玄策と言ふニ密ニ申聞をり書通致させし一書也」と忠矩によって見出しが記されている。清水玄策は、当時忍城下に屋敷を与えられており、松平家奥医師の清水治道（五人扶持）であろう。⁽²⁴⁾本文末尾の「先右之通承候間、奉達御聴候、追々承候義共跡分可奉申上候時々相認候間、前後仕居、落字等も御座候而奉恐入候」「兼而奉申上置候通、謙輔初少も御咄不被遊候様奉願上候」といった記載から、忠矩附の用人奥平謙輔にも口にすることを憚るほどの国元の状況を密かに文通でその都度報告させていたことがわかる。

紙幅の都合で後半部分のみを掲げるが、省略部分の内容は以下の一〇か条にわたる（史料中の傍線と記号は筆者）。

- ① 家臣団の武芸稽古に不出精の状況、
- ② ③ ④ 家臣の酒食・贈物・衣服の状況、
- ⑤ 家臣団（士分以上・未滿）の生活と借財の常態化状況、
- ⑥ 奢侈にみえる江戸詰の生活困窮状況と家中不和、
- ⑦ 忠国の新たな奥方が寝所へ未だ泊まりのない報告、
- ⑧ 鳥打（鷹狩）の様子、
- ⑨ 川越藩松平大和守家領との争論内済報告、
- ⑩ 忠国が御曲輪に二度入ったものの菩提所である天祥寺や東照宮への参詣が未だないこと、以上である。これらの内容から、養父忠国が安政三〜六年のうち国許に赴いていた期間の様子であることが判明する。

一、御政事向一向御世話無御座候故、何事も先行成之御様子ニ而御政事不相互、内匠初先年之講一事今自然権威相落、当時執政故表向者相立居候得共、衆人心ニ者見下ケ居候間、猶更御政道不被相成、勿論御政事と申者無之只自然二日々立行様子ニ相見申候、当

時志馬御用席二而萬事取扱候趣ニ御座候事、同人義性質才知も御座候得共私意強ク依怙之取扱多、其上強情之様子衆人帰伏不仕様子ニ御座候、執政之向内匠初大抵ハ志馬次第之様子承り申候、

一、御勝手向甚六ヶ敷当暮四万兩程無御座候ハ而ハ御凌道不被為出来御様子ニ付、大坂二而式万兩、忍・江戸二而壹万兩ツ、御借入之御積之由ニ御座候、

一、而御勘定奉行未新役故何も先者被申儀も無御座、預り賄賂筋無御座候趣、荒木村公事一件元来差而六ヶ敷義二も無之処、隼人懸り二而最早今彼是にて差纏居候、此度江戸表今も御沙汰ニ相成掛り清十郎江被仰付候所早速落着ニ相成候趣ニ御座候、委細追而承り合可申上候、

一、黒沢八左衛門義、大坂取扱ニ付身之為ニ相成候事ニ付兎角大坂江利潤之付候様ニ取扱御為ニ不相成趣ニ御座候、勢州等御振向ニ相成候事其一事被申事ニ御座候、同役方二而ハ孰れも困り居候様子ニ御座候、

一、銃術ハ当時御専務二而何れ不遠戦争ニ可相成時節ニ至り候間、御打捨置難被成候処、一向御世話無御座、其外諸芸共子供斗少々致し諸芸場共無人ニ御座候、只御家中之者共終日手を空敷致し送り居申候、誠ニ難敷事無此上他所江聞へ候而も不外聞成事ニ御座候、他日戦争ニも及候節者御見苦敷事ハ勿論如何之御移ニ成行候事哉、難計奉存候、右者御不取締故之義与生恐奉存候、一統有心者共者孰も歎息仕居候、當時有之御振合ニ付、若殿様御代ヲ相待候外無之与申居候、右之通ニ御座候、乍恐御謹慎専一二而御学問御学務と奉存候、当時之処者同事も御打捨被置、御寛大ニ被成置、只々御学問御研窮被遊、御政事筋御見込被立置候様被仰候、御家中之者共ニも夫々料簡も御座候者御座候得共、所詮御用

二不相成存居候間、孰も先閉口仕居候、御勝手御取直之儀も夫々存寄相貯居候事ニ付、上之御代ニ相成候得者夫々存寄可申上与奉存候、誠當時御用席二人物無御座候、是ニハ恐入候事ニ御座候、先右之通承候間、奉達御聴候、追々承候義共跡今可奉申上候時々相認候間、前後仕居、落字等も御座候而奉恐入候、存寄之儀ハ追而相勘可被申上候、兼而奉申上置候通、謙輔初少も御咄不被遊候様奉願上候、

十一月六日

掲出部冒頭の忍藩の政事向において、当時用人の立場にあった山田志馬に関する言説が注目される。山田志馬は奥小姓、物頭を経て、嘉永三年二月より町奉行、安政二年六月より小姓頭、安政三年九月より用人と御勝手方・在中并奥向懸りを務めた知行一〇〇石取の松平家家臣である。⁽²⁵⁾父権左衛門の実兄には当時松平家の家老に列した山田此面があり、家中において政務に携わるべき一族の一つであった。

傍線部Aによると、当時家老衆は先年の「講一事」以降、衆人（松平家家臣）からは内心見下されるほど権威が失墜していたという。そうしたなか、志馬の政事向に携わる力量を認める一方、私意が強く偏った取り扱いが多く、その気性の強情さ、私の強さゆえ、大抵のことは志馬次第に取り運ぶようになっていた政事向の問題点が指摘されている。

傍線部Bでは、厳しい藩財政の状況を述べる前の二か条を受けて、黒澤八左衛門（翁満）の勤め方を批判している。黒澤家は主君松平家の初代忠明より仕え、大坂の陣においては二代黒澤九蔵が兄右衛門とともに戦功をあげた由緒のある臣下である。九代にあたる翁満は寄合、物頭、旗奉行を歴任するも一時は咎のため寄合格とされ、文政五年以降に再び寄合、物頭、小姓頭、用人（勝手方在中懸り合勝手元）に復し、弘化二年二月から安政六年五月に死去するまで大坂蔵屋敷の留守居に相

当するとみられる大坂蔵元談筋懸り合を務めた。⁽²⁶⁾

批判の内容は、当時翁満が大坂蔵屋敷で政務にあたったことから、自身のため大坂へ利潤を向けようとする取り扱いは主君松平家の御為にならない。こうした取り扱いは困っているというものである。翁満による前述の取扱の真偽は定かではないが、少なくとも古参の政務担当者の行動に対する不満がある程度家中において存在したことを物語っている。

傍線部Cでは、家中における銃術（西洋流砲術カ）の必要性と松平家中における意識格差にふれている。すなわち、いずれ諸外国と戦争になる事態に備えて、銃術は専務で打ち捨て置くべきではない武芸であるにもかかわらず、家中では何ら積極的な導入の施策がとられていないどころか、他の武芸であっても稽古に励んでいるのは少数の年少者に限られ諸芸場は無人の有様だという。このような危機的な状況を理解している家中の「有心者」はみな歎息するとともに、「若殿様御代ヲ相待候分外無之申居候」と述べ、忠矩の藩主就任待望論ともいべき動向が報告されている。

ところで、傍線部D「乍恐御謹慎専一二而」の文言は、松平家内において忠矩が当時謹慎の扱いを受けていた可能性を彷彿とさせる。安政五年七月五日、いわゆる安政の大獄によって忠矩の実父徳川斉昭には永蟄居の処分が下る。忠矩は翌日付で「実父之儀」にともなう自らの差し控えを幕府へ伺うも、差し控えには及ばずと付札で返答を受けたことは先行研究でも述べられてきたところである。しかし、忠矩の忍藩上屋敷における当時の境遇を考える際に今後検討すべき動向と考えられる。

④ 奥向・文通

養子として松平家へ引き移って来た忠矩にとって、自らの身辺に仕える奥向・小姓・近習をめぐる諸記録は重要な関心事であったことが、その筆写件数の多さからも読み取れる。松平家における近習向への用事の

申し付け方や勤め向き、他出する際の文面といった先例の把握から、実際に対面した奥向の女中や家臣からの差出に至るまで、彼の行動論理を裏付ける記録が筆写されている。

忠矩が交わした実の兄弟たちとの多くの往復書簡なども、奥向の者たちのなかに、彼と気心の知れた信頼に足る人物がいなければ授受も難しかったと思われる。そういった意味でも、忠矩は奥向に対して留意する面が多かったのである。なお、忍藩上屋敷の奥向における忠矩の位置や行動の推移は、彼の離縁とも密接に関わる事柄でもあるが、本稿では紙幅の都合もあり留保する。⁽²⁸⁾

ここまでみてきたように、忠矩の筆写記録は一見多岐にわたるものの、その筆写の目的は次の三点にまとめられよう。第一は、彼が家督相続しようとする松平家および家臣団の家筋・由緒と実態の把握である。第二は、藩内の政事向における具体的な課題（政務担当者層の権威失墜と独裁、財政、家臣の生活困窮、武芸衰退、銃術の導入遅滞）の把握に基づく施策考案である。第三は、自らが身を置く江戸の忍藩上屋敷における奥向の先例・秩序と実態の把握である。

おわりに

以上、忍藩世嗣松平忠矩付史料群と思しき史料を池田家文庫から抽出することを糸口として、大名の養嗣子付史料群の形成過程の検討を試みた。最後に本稿で明らかとなった点をまとめたい。

抽出した史料群は個々に松平忠矩の手元へいかなる目的で到来、あるいは筆写されたのか。忠矩みずから筆写し編んだ「忠国家記」と「忍藩漫録」の前述の三つの筆写理由をふまえると、忍藩世嗣時代の忠矩が直面した課題を克服するための情報資源として主体的に集めた史料が伝来する傾向がみえ、それは筆写史料において特に顕著である。もちろ

ん、その中には松平下総守家の血統や由緒を語る、世嗣として目を通し
ておくべき書物」として附用人らから提供されたものも含まれる。

次に、忠矩付史料群を通覧した結果、松平忠矩（池田茂政）の手によ
る忠矩付史料群の整理の可能性も新たに浮かびあがる。本稿では、検討
対象外としたが、「忠国家記」や「忍藩漫録」と同系統の史料として
「水戸藩漫録」が伝来している。そもそも実家に出戻った時期の事柄が一
冊にまとめられている点をふまえるならば、少なくとも「忍藩漫録」
と「水戸藩漫録」は忠矩が忍藩松平家を離縁となり、実家の水戸藩を経
て、岡山藩池田家へ養嗣子に入った後に、忠矩が手許にあった史料を整
理する段階において、ふたたび筆写し成立した可能性が高い。つまり、
忍藩世嗣時代から収集・筆写していた史料を、岡山藩時代（下限は明治
期まで下る）に再度写し取ることによって忠矩は「忍藩漫録」や「水
戸藩漫録」を編んだとみてよいだろう。

岡山藩時代の筆写を裏付ける根拠として、「忍家今水府家江帰り候前
召遣候近習姓名」（「忍藩漫録」No.23）、「忍家松平下総守今水戸家江立
帰り候以前従 公辺被仰出候書付写」（同No.26）といった忍藩から離縁
され水戸藩へ出戻った事実を顧みる見出し文言や「年月不相分」「年月
日不明」といった年月を経過してから筆写したことを思わせる一度目
の筆写年代の忘却文言が挙げられる。前述のとおりこれらの見出しや注
記は忠矩（池田茂政）自身が記したものであり、信憑性も高い。

このように、忠矩（池田茂政）が岡山藩池田家に引き移った後、忍藩
世嗣時代と水戸藩出戻り時代に形成された史料群の整理にみずから着手
したと考えるならば、他の筆写史料の成立背景を裏付ける可能性も新た
に生まれる。たとえば、忍藩世嗣時代以降に忠矩がみずからの兄弟らと
交わした書簡を筆写した「松平昭休往復書翰留」²⁹の成立経緯である。こ
れらに含まれる書簡のうち、一部の書簡は未だ池田家文庫に原本が含ま

れるものもある。³⁰「往復書翰留」の筆跡は「忠国家記」や「忍藩漫
録」とも一致し、忠矩（池田茂政）の自筆写本と断定することができ
る。今後、忠矩（池田茂政）自身の手による史料群の整理・筆写・記録
編纂の動向も検討の余地がある。

ところで、松平忠矩付史料群の存在は、一時の縁組先であった忍藩主
松平下総守家の関係史料群としても意義がある。松平家の伝来史料は家
財を含めて結果的に現在ほとんどが散逸している状況にあるが、池田家
文庫に含まれる松平忠矩付史料群は、失われた藩政史料を部分的に補い
復元し得るものでもある。このように、養嗣子付史料群の形成・伝来過
程の研究は、養嗣子本人をめぐる事柄を明らかにすることはもちろんの
こと、実家や縁組先が今日的に抱えている史料的制約を克服し得る学術
資源としての価値を有しているといえるのである。

もちろん、本稿では積み残した課題も多い。一つは忠矩の水戸藩出戻
り時代の検証である。「水戸藩漫録」を同藩の事情に沿って分析するこ
とで、岡山藩池田家へ移る以前の動向と「御手許文書」の様相にさらに
迫りうる余地がある。

もう一つは、近現代における松平忠矩付史料群をはじめとした、かつ
て彼の身の回りにあった文物総体の伝来過程の解明である。³¹具体的
には、ヒトが文書だけではなくモノ（器物）も一緒に携えて移動し、都度
それらを管理・整理していたという視角やモノ（器物）の所持が孕む意
味や由緒の存在への一層の目配りが必要であると考えられる。これらの視角
に着目することは、近世武家社会の政治空間をモノ（器物）と文書を通
して広く一般に普及するアウトリーチ活動を展開する際に有効な手法に
なると見通している。いずれも今後の研究課題として取り組むことと
し、ひとまず小稿を結びたい。

註

- (1) 筧谷和比古「近世武家文書の存立構造」(『近世武家文書の研究』法政大学出版局、一九九八年)。このほか、福田千鶴氏は筧谷氏の提起を受け、前者を「大名家文書」、後者を「藩庁文書」と呼び、両者の総体を「大名文書」と捉える視角を提示している(福田千鶴「近世領主文書の伝来と構造」『アーカイブズの科学 下巻』柏書房、二〇〇三年)。筧谷・福田両氏は文書群構造の大筋の理解のうえででは見解を一にしていると考えられるため、本稿では、筧谷氏の理解をふまえて行論することとしたい。
- (2) 主要な成果として、国文学研究資料館編『藩政アーカイブズの研究―近世における文書管理と保存―』(岩田書院、二〇〇八年)、同編『幕藩政アーカイブズの総合的研究』(思文閣出版、二〇一五年)、同編『近世大名のアーカイブズ資源研究―松代藩・真田家をめぐって―』(思文閣出版、二〇一六年)を挙げておく。
- (3) 藤田雅子「土佐藩山内家文書の伝来と管理」(国文学研究資料館編『幕藩政アーカイブズの総合的研究』思文閣出版、二〇一五年)など。
- (4) 近世における家史編纂、明治期以降の旧藩史編纂の動向のなかで、「藩侯の文書」は「藩庁の文書」へと断片的に練り入れられることも当然あった(筧谷前掲書)。
- (5) なお、かつて拙稿「忍藩主松平下総守家の藩政と家意識―房総沿岸・品川台場防備との関連から―」(『関東近世史研究』第八四号、二〇一九年)では「松平」忠矩付きの文書群」と定義したが、文書だけではなく記録や書籍・漢籍等をも含む総体としての意味合いを持たせるために本稿では「松平忠矩付史料群」と改めて定義し直した。
- (6) J・W・ホール／金井圓訳「日本における地方史研究のための資料―明治以前の大名記録―」(『日本歴史』第一七八号、一九六三年)、中野美智子「岡山藩政史料の存在形態と文書管理」(『吉備地方文化研究』第五号、一九九三年)、同「岡山藩政史料目録のデータベース化と「原秩序」〔伝来秩序〕の把握」(『吉備地方文化研究』第一三号、二〇〇三年)、同「池田家文庫岡山藩政史料の構造把握をめぐって」(『吉備地方文化研究』第一七号、二〇〇七年)、泉正人「岡山藩「公儀江御届留」の書誌的考察―幕藩権力編成考察の基礎作業―」(『史観』第一二九冊、一九九三年)、同「藩庁文書の伝来秩序と藩職制―岡山藩大坂留守居作成文書を素材に―」(岡山藩研究会編『藩世界の意識と関係』岩田書院、二〇〇〇年)、同「藩世界の三極構造―岡山藩を素材に―」(『歴史評論』No.六七六、二〇〇六年)、別府信吾「岡山藩の寺社と史料」(岩田書院、二〇一三年)など。
- (7) 浅利尚民「諸什器取調表解題・旧岡山藩関係資料・調度品の近代における変遷とその復元―「諸什器取調表」を手がかりとして―」(『林原美術館紀要・年報』二号、二〇〇七年)、同「旧岡山藩主池田家の近代における文化財管理の実態について」(『林原美術館紀要・年報』三号、二〇〇八年)、同「明治期の池田家における御相談人会の役割と系譜について」(『吉備地方文化研究』第三二号、二〇一二年)、同「大正期の池田家における什器売立の理由と経緯について―御相談人会の決議内容と馬越恭平の役割を中心に―」(『吉備地方文化研究』第三三号、二〇一三年)、同「大正期の池田家における売り立ての実態と宝物のゆくえ」(『吉備地方文化研究』第三四号、二〇一四年)など。
- (8) 拙稿「忍藩主松平下総守家の藩政と家意識(副題省略)」前掲註(5)。
- (9) 松平忠矩の離縁に至る経緯については、吉田常吉「井伊直弼」(吉川弘文館、一九六三年)以来、安政の大獄による政治的影響を受けて離縁となったと叙述されてきた。しかし、現在では世川祐多氏の主張する松平家奥向内部の問題に起因した「病」による離縁説が妥当だと考える(世川祐多「松平忠矩(池田茂政)の忍藩松平下総守家離縁について」『関東近世史研究会七月度月例会報告レジュメ』、二〇一四年七月)。
- (10) 「参考書」(岡山大学図書館蔵池田家文庫R五―三四―二)。本史料については、中野美智子氏と浅利尚民氏がそれぞれ言及しており、特に成立年代は浅利氏の推定に依拠した。
- (11) 浅利尚民「諸什器取調表解題・旧岡山藩関係資料・調度品の近代における変遷とその復元(副題省略)」前掲註(7)、同「旧岡山藩主池田家の近代における文化財管理の実態について」前掲註(7)。

- (12) 近代・現代に至る史料の伝来過程の解明は、本稿では留保する。
- (13) 抽出にあたっては、松平忠矩の自筆史料のほか、松平下総守家の家筋や由緒にまつわる史料を中心に家臣の編著等も含めた。
- (14) 「忠国家記」の基礎的事項については、拙稿「忍藩主松平下総守家の藩政と家意識」前掲註(5)で考察した内容をふまえている。
- (15) 「旧忍松平家分限帳 乾・坤」(行田市郷土博物館蔵原田庄左衛門家資料C-2・3)、『行田市史資料編近世2別冊御分限帳』二〇一三年。
- (16) 岡山大学図書館蔵池田家文庫(和書P二二―三五)。
- (17) 岡山大学図書館蔵池田家文庫(和書P二二―二四)。
- (18) 行田市郷土博物館蔵奥平家文書一四二。本史料群が伝来したのは、奥平謙輔とは別の家筋にあたる馬廻りの奥平十郎左衛門家である。
- (19) 「侯家編年録」の成立については、行田市郷土博物館編『忍藩士の文化』(二〇一四年)を参照されたい。
- (20) 「松平下総守家忠国家記」(和書P二八―三三)。翻刻中の二字空きは平出を表す。
- (21) 『水戸藩史料上編巻七』に依る。興津克廣は興津蔵人良恭の子息にあたる。人物比定にあたっては、村上瑞木、武子裕美、小寺瑛広各氏に御教示を賜った。なお、旧稿「忍藩主松平下総守家の藩政と家意識」前掲註(5)掲出の同史料では興津能登守を興津能登守と誤読しており、本稿において改め修正する。
- (22) 「武州忍城郭之図」(岡山大学図書館蔵池田家文庫T三一四)。
- (23) 「文久年間忍城之地図」(個人蔵・行田市郷土博物館寄託福田家文書六二七)、「慶応二年忍城図」(行田市郷土博物館蔵)。
- (24) 「旧忍松平家分限帳 乾・坤」前掲註(15)。
- (25) 「従先祖之勤書」(個人蔵・行田市郷土博物館寄託柴田家文書) 山田志馬の項。
- (26) 「従先祖之勤書」前掲註(25)、黒澤轉の項。
- (27) 東京大学史料編纂所編『大日本維新史料 井伊家史料七』(東京大学出版会、一九七一年) 八五 安政五年七月六日 忍藩世嗣松平忠矩何書幕府宛写。
- (28) 松平忠矩の奥向の者との関係性については、世川祐多「松平忠矩(池田茂政)の忍藩松平下総守家離縁について」前掲註(8)が現状の研究水準を示す成果である。
- (29) 東京大学史料編纂所蔵「松平昭休往復書翰留」(架番号四三四四―一) 十四冊。このほか、日本史籍協会編『岡山池田家文書一・二』(東京大学出版会、一九二〇年)に収録する文久三年二月十七日から明治元年十二月九日までの「往復御書留」(岡山大学図書館蔵池田家文庫S一―一)もまた、池田茂政による書翰の筆写本である。
- (30) 「解題」(東京大学史料編纂所編『大日本維新史料類纂之部 松平昭休往復書翰留一』東京大学出版会、二〇一四年)。
- (31) 伝来過程の検証には自ずと松平忠矩(池田茂政)の時期ごとの居所の検証が必要となるが、本稿では留保する。
- (32) たとえば、三宅正浩「書評 国文学研究資料館編『藩政アーカイブズの研究』」(『日本史研究』五六二、二〇〇九年)の原田和彦論文に対する叙述のなかでも、「近代の文書整理が道具類の整理の一環であったことも注意すべきである。」と指摘がある。また、近年の成果として、原田和彦「真田家文書を読む―大名道具としての伝来文書―」(雄山閣、二〇二五年)がある。
- (33) 岡崎寛徳「家督相続・改易・再興と什物の相伝」(『日本歴史』第六七〇号、二〇〇四年)、同「元禄期那須家の再興と什物の返還」(『近世武家社会の儀礼と交際』校倉書房、二〇〇六年)。
- 〔付記〕本稿は、東京大学史料編纂所共同利用・共同研究拠点一般共同研究「池田茂政関係史料群」の形成過程の解明と研究資源化」(研究代表者・東野将伸)、「池田茂政関係史料群」および関連資料の伝来過程の解明と学術資源化」(研究代表者・東野将伸)の成果の一部である。
- 史料調査にあたっては岡山大学図書館および林原美術館の皆様が格別の御高配を賜った。記して謝意を表する次第である。

近世大名の養嗣子付史料群の形成過程（澤村）

表1 池田家文庫に含まれる忍藩世嗣松平忠矩付史料群
古文書・記録

20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	
S111~12	C9 109	C8 363	C8 355	C4 110 8	C4 110 7	C4 110 6	C4 110 5	C4 110 4	C4 110 3	C4 110 2	C4 110 1	C4 110	C3 80	C3 78	C3 77	C1 171 10	T3 4	T3 63	T3 60	函架番号
往復御書留	(書簡)	(書簡)	(書簡)	忍侍従 *上卿 三條、職事 柳原	坊城俊明書状 *3月23日 松平民部大輔宛	松平忠矩叙従四位下位記 *嘉永3年9月12日	松平忠矩任侍従宣旨 *嘉永3年12月16日	三條実萬書状 *3月23日 松平民部大輔宛	松平民部大輔 上卿 広幡、職事 柳原	松平忠矩叙従四位下口宣案 *嘉永3年9月12日	松平忠矩任侍従口宣案 *嘉永3年12月16日	松平民部大輔様御叙位書類	松平九郎磨家督御札之節献上物覚	松平九郎磨御養子一件	池田茂政御隠居詮詮家督相続願書	祭甲冑神文	武州忍城郭之図 *16l・6cm×158・0cm	忍城大手前略図 *26・2cm×30・5cm	忍城内略図 *40・2cm×81・6cm	名称 *摘要
																	継紙／表紙(書題箋あり)	継紙／表紙(書題箋あり)	継紙	形態
12冊	1巻	4巻	1巻	1通	1通	1通	1通	1通	1通	1通	1通	1纏	15通	5通	3通	1通	1舗	1舗	1舗	員数
																	朱印「本池田家蔵書」	朱印「本池田家蔵書」	朱印「本池田家蔵書」	印章
																				下小口の付箋
																				調度記 番号
																		地理 第136号 1冊	地理 第82号 1冊	表紙添付分類札の記載

近世大名の養嗣子付史料群の形成過程（澤村）

37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	
291	P 28	P 28	P 28	P 21	P 21	P 21	P 21	P 21	P 8	P 3	P 3	P 3	P 0	書架
36 1	135	133	24	249	166	35	34	24	12	17	16	15	15	番号
増補忍名所図会 天 長谷増補 文久2年写	松宮左司馬定俊え御尋之書 無準御掛物之記 公私夜話漫筆	松平下総守忠国家記	奥平家伝記 完	松平下総守家浅草御蔵火消被仰付候節之書	関ヶ原始末記 乾坤 日源忠矩写之	忍家家臣住口書付一 日 松平忠矩識	忍家家臣住口家法記	播州姫路諸士勤書	言霊のしるべ 上編 * 黒沢翁満編	忍家備立図(万治3年霜月)	忍家軍法規則(万治3年霜月)	忍家軍法規則(万治3年2月)	[雑著] 忠国朝臣長歌并短歌	名称 * 摘要
縦帳(書題箋あり)	縦帳(書題箋あり)	変形の縦帳(外題墨書)	縦帳(書題箋あり)	縦帳(書題箋あり)	縦帳(書題箋あり)	変形の縦帳(外題墨書)	縦帳(書題箋あり)	縦帳(書題箋あり)	縦帳(題箋あり)	縦帳(書題箋あり)	縦帳(書題箋あり)	縦帳(書題箋あり)	縦帳	形態
1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1綴	員数
朱印「本池田家蔵書」	朱印「本池田家蔵書」	朱印「本池田家蔵書」	朱印「本池田家蔵書」	朱印「本池田家蔵書」	朱印「本池田家蔵書」	朱印「本池田家蔵書」	朱印「本池田家蔵書」	朱印「本池田家蔵書」	朱印「源忠矩印」 朱印「本池田家蔵書」	朱印「源忠矩印」 朱印「本池田家蔵書」	朱印「本池田家蔵書」	朱印「本池田家蔵書」	朱印「本池田家蔵書」	印章
	「松宮左司馬定俊江御尋之書 無準御掛物之記」 「公私夜話漫筆 全」		「奥平家伝記 完」	「松平下総守家浅草御蔵火消被仰」 「欠損」		「忍家来住口書附 全」		「播州姫路諸士勤書 全」						下小口の付箋
五番	六番		六番	拾三番	拾三番	五番		六番	六番	六番	六番	六番	六番	番号 調度記
地理 第66号 3冊	雑書 第893号 1冊	雑書 第749号 1冊	雑書 第827号 1冊	雑書 第839号 1冊	雑書 第915号 1冊	雑書 第741号 1冊	兵書 第42号 1冊	雑書 第908号 1冊	歌書 第190号 1冊	兵書 第41号 1冊	兵書 第40号 2冊	兵書 第40号 2冊		表紙添付分類札の記載

和書

23	22	21
S 6-728(3)	S 6-728(2)	S 1-85
政)自筆	水戸藩漫録 * 松平忠矩(九郎磨・池田茂政)自筆	(書簡)
変形の縦帳(題箋「秘」)	変形の縦帳	
1冊	1冊	1纏

近世大名の養嗣子付史料群の形成過程（澤村）

52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	
911・16	911・16	911・16	911・16	911・16	911・16	911・16	911・16	911・16	911・10	816	816	815	291	291	書架
10 3	10 2	10 1	9 3	9 2	9 1	8 3	8 2	8 1	12	2	1	1	36 3	36 2	番号
菴居前集 下 *黒澤翁満編	菴居前集 中 *黒澤翁満編	菴居前集 上 *黒澤翁満編	菴居集 下巻 *黒澤翁満編	菴居集 中巻 *黒澤翁満編	菴居集 上巻 *黒澤翁満編	菴居後集 巻三 *黒澤翁満編	菴居後集 巻二 *黒澤翁満編	菴居後集 巻一 *黒澤翁満編	古今集大全 *黒澤翁満編	雅言用文章 下 *黒澤翁満編	雅言用文章 上 *黒澤翁満編	言靈のしるべ 中編 *黒澤翁満編	増補忍名所図会 長容増補 文久2年写 *洞季香斎編・岩崎	増補忍名所図会 地 *洞季香斎編・岩崎	名称 *摘要
縦帳(刷題箋あり)	縦帳(刷題箋あり)	縦帳(刷題箋あり)	縦帳(刷題箋あり)	縦帳(刷題箋あり)	縦帳(刷題箋あり)	縦帳(刷題箋あり)	縦帳(刷題箋あり)	縦帳(刷題箋あり)	縦帳(刷題箋あり)	縦帳(刷題箋あり)	縦帳(刷題箋あり)	縦帳(題箋あり)	縦帳(書題箋あり)	縦帳(書題箋あり)	形態
1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	1冊	員数
朱印「本池田家蔵書」	朱印「源忠矩印」 朱印「本池田家蔵書」	朱印「源忠矩印」 朱印「本池田家蔵書」	朱印「源忠矩印」 朱印「本池田家蔵書」	朱印「源忠矩印」 朱印「本池田家蔵書」	朱印「源忠矩印」 朱印「本池田家蔵書」	朱印「源忠矩印」 朱印「本池田家蔵書」	朱印「源忠矩印」 朱印「本池田家蔵書」	朱印「源忠矩印」 朱印「本池田家蔵書」	朱印「源忠矩印」 朱印「本池田家蔵書」	朱印「壁龍館」 朱印「本池田家蔵書」	朱印「壁龍館」 朱印「本池田家蔵書」	朱印「本池田家蔵書」	朱印「本池田家蔵書」	朱印「本池田家蔵書」	印章
					「むくらゐ集 三冊」				「菴居後集 三冊」						下小口の付箋
六番	六番	六番	六番	六番	六番	五番	五番	五番		六番	六番	六番	五番	五番	番号 調度記
歌書 第195号 3冊	歌書 第195号 3冊	歌書 第195号 3冊	歌書 第169号 3冊	歌書 第169号 3冊	歌書 第169号 3冊	歌書 第170号 3冊	歌書 第170号 3冊	歌書 第170号 3冊		雑書 第703号 2冊	雑書 第703号 2冊		地理 第66号 3冊	地理 第66号 3冊	表紙添付分類札の記載

近世大名の養嗣子付史料群の形成過程（澤村）

55	54	53		漢籍
20	20	20	冊	
史29	史88 B	史88 A	函号	
南宋書 *芳川波山校合 弘化期刊行	東都事略 一～二十 *芳川波山校合 弘	東都事略 一～二十 *芳川波山校合 弘	名称 *摘要	
縦帳(題箋あり)	縦帳(題箋あり)	縦帳(題箋あり)	形態	
16冊	20冊	20冊	頁数	
			印章	
			下小口の付箋	
			番号 調度記	
			表紙添付分類札の記載	

〔典拠〕岡山大学図書館蔵池田家文庫の古文書・記録、和書、漢籍の該当史料より作成。空欄は記載等が確認されなかったものを表す。

表2 「松平下総守忠国家記」の内容細目

採録順	発給年月日	文書種別*内容	治世
1	寛政5年12月	直書*家督相続後、政事筋は代々の通り取り捌くのでいずれも左様心得るべし	忠和
2	寛政6年正月28日	書付*政事について心付けがあれば何事によらず書付を印封し小姓頭を通じて差し上げよ	忠和
3	寛政6年2月26日	直書*家中・町在の者は政事筋や家中の行状等について存付があれば差し上げよ	忠和
4	寛政6年3月23日	書付*目安箱へ書き入れる場合は、以後堅紙に認めて入れ置くべし	忠和
5	文化11年正月20日	書付*近頃の目安箱書付は誹謗がましき物のみ多く、書付に姓名と印判を致すべし	忠翼
6	寛政7年10月21日	直書*君主に仕える家臣は思想や利害をとにもする朋党を結ぶことを慎むべし	忠和
7	寛政10年10月25日	直書*旧習は改め難いものであり、朋党の儀は今後相互に穿鑿を遂げるべし	忠和
8	寛政11年6月23日	書付*若輩は未だ学問・武芸稽古も自然と怠り、風儀懦弱であり、父兄も教諭すべし	忠和
9	寛政12年6月29日	直書*当家減知も家中朋党に起因したことであり、くれぐれも旧習を改めるべし	忠和
10	文化10年9月	書付*武芸諸稽古の長取を仰せ付け、上下屋敷での総合稽古の世話を実施すべし	忠翼
11	文化10年9月20日	書付*文武芸術稽古所の造営し、自発的な稽古実施をすべし	忠翼
12	文化12年12月	書付*文武稽古、藩校取り広げ当時に比べ懈怠の様子、父兄子弟とも出精すべし	忠翼
13	寛政8年9月3日	直書*学問は朱子学のみを用い修行すべし	忠和
14	寛政6年2月26日	直書*武芸指南の面々については、武芸の第一を戦場に用立つものとべし	忠和
15	寛政7年9月20日	直書*武芸御覧の世話を頼まれた面々は着座及び当番日であっても極力世話をすべし	忠和
16	享和3年閏正月5日	書付*家中の軍学について今後は北条流に統一し心掛けるべし	忠翼
17	享和3年3月8日	書付*今後軍学に入門する面々は勿論、これまで他流を学んだ者は北条流へ入門するべし	忠翼
18	享和3年3月26日	書付*武芸のうち軍学と槍剣術は平日も手がけて稽古を心掛けるべし	忠翼
19	享和3年4月27日	書付*武芸稽古怠らず、物入りの炮術等の稽古も能々心掛けるべし	忠翼
20	寛政9年2月20日	直書*乗馬稽古は馬を鬪取りにて運び、稽古致すべし	忠和
21	享和2年7月2日	書付*炮術稽古は砲礮ならびに揚火等稽古は免状所持の者が許可を得た場合のみ実施すべし	忠翼
22	天保14年正月16日	書付*炮術稽古は諸士をはじめ御切米取も、心掛けない者は何流なりとも入門すべし	忠国
23	寛政7年8月10日	書付*賭的は今後禁止し、台的もまた無用に致すべし	忠和
24	享和3年5月19日	書付*台的稽古は禁止とし、今後賭物なく式一通り稽古すべし	忠翼
25	文化11年3月23日	書付*台的の節礼式賭については、今後三月と九月両月に限り宥免とすべし	忠翼
26	文化11年10月14日	書付*手跡の弟子内席書について、毎月一度宛稽古場懸り合へ世話の面々より差し出すべし	忠翼
27	文化2年11月3日	書付*家中学問修行のため平井直蔵を儒者として召し抱え、月次講書・会談・輪読等稽古すべし	忠翼
28	寛政12年6月	書付*従前の法度は箇条多く紛らわしいので、新たに発布の十五か条当家諸法度を遵守すべし	忠和
29	寛政12年6月	書付*公義・御家・上々様方の実名の文字や同様の唱えは文字が違ってても男女共に改めるべし	忠和
30	文化元年5月9日	演達*公義・御代々様諱の下文字は名乗や仮名での使用は苦しからず	忠翼
31	嘉永元年10月	書付*御家・御代々様諱の下文字は名乗や仮名であっても使用しないこと	忠国
32	寛政10年6月15日	書付*御名総の字は惣の字と同字につき惣の字の名も改めるべし	忠和
33	寛政12年6月	書付*持鎗ニ似通った鞆は用いないこと	忠和
34	寛政12年9月	書付*痛所があり杖を用いるのは年齢の別なく御屋敷内外共苦しからず	忠和
35	寛政12年9月22日	書付*御目見以上以下御切米取は、下乗内で杖を使用しないこと	忠和
36	寛政12年6月	書付*糞箱は御家老、対箱は御番頭以上、長柄傘は御小姓頭以上等、外出時等の規定を守るべし	忠和
37	嘉永3年4月10日	書付*五月織の節、諸士鍵持五本、御右筆以下末々までは三本に限ること	忠国
38	文化7年2月5日	書付*御紋附の御品は、拝領の当人と末子・末孫まで着用苦しからず	忠翼
39	文政2年2月5日	書付*拝領の御紋服、今後は家督相続の者は子孫に限らず着用苦しからず	忠翼
40	寛政12年6月	書付*婦人拝領の御品は、娘・娶・孫の着用苦しからず	忠和
41	文化13年5月7日	書付*子弟拝領の御品は、他家相続の節に子孫へ譲ること苦しからず	忠翼
42	寛政12年6月	書付*母の縁を受ける者、母拝領の御紋服、子孫・男女の別なく譲ること苦しからず	忠和
43	寛政12年6月18日	書付*旗奉行以下、羅紗の火事羽織當時持来は着用苦しからず	忠和
44	文化6年正月16日	書付*火事羽織、役場中で緋・白のほか着用してもよい	忠翼
45	文化6年6月	書付*桜田組御防中に使用の火事羽織、所持の分は着古しても苦しからず	忠翼
46	文化13年7月8日	書付*桜田組御防中に使用の火事羽織、子孫へ譲ること苦しからず	忠翼
47	寛政12年6月	書付*夏の火事羽織は一統使用しないこと	忠和
48	寛政10年6月	書付*饗応膳、嫁娘之定、馬具之御免の規定を遵守すべし	忠和

近世大名の養嗣子付史料群の形成過程（澤村）

採録順	発給年月日	文書種別*内容	治世
49	享和元年3月晦日	書付*馬具、尾狹結立聞類不重立品は惶々緋の使用苦しからず	忠和
50	寛政8年12月7日	書付*在所地廻り鎗為持候儀は迄一統二者不相成候処、向後者右御定被相改御文好迄鎗為持候儀不苦候事	忠和
51	寛政10年6月9日	書付*拝領品御巻物類ならびに御反物類三十日以内に書き出し申すべし	忠和
52	文化3年9月16日~ 文化6年12月22日	書付*上々様より拝領の御反物親子兄弟髻舅まで着用苦しからず	忠翼
53	文化7年2月6日	書付*御紋付拝領の御品、他家相続の親子兄弟ならびに髻舅へ譲る場合、訳を書き出すべし	忠翼
54	寛政8年2月晦日	書付*御当地諸仲間詰合御人少につき、今後格合に拘わらず助勤等仰せ付けの旨、心得申すべし	忠和
55	寛政10年7月朔日	書付*唱え珍しき名はこれまで家にある場合でも改名しないこと	忠和
56	寛政11年4月29日	書付*諸士道中具足持たせ、時宜により省略は心次第とすべし	忠和
57	寛政5年正月19日	書付*異国船漂流の節手当ならびに役名書き上げ	忠和
58	寛政5年2月17日	書付*異国船漂流の節差出の役名、宝永年中に福山御領地にて石州銀山悪党の節の軍役	忠和
59	宝永3年正月22日	書付*家中の兜の前立、今後は釘貫紋に致すべき旨等、武備規定	忠雅
60	寛政5年2月	書付*四半釘貫紋、寸法につき差図	忠和
61	延享3年12月21日	書付*火事羽織の合印は釘貫紋にて白唐木綿金巾、または晒木綿にて替えるべし	忠刻
62	文化7年6月15日	書付*家中鎗印御改正につき、今後は各自分にて印付け置くべし	忠翼
63	寛政6年正月12日	書付*出火変事の節、危うき場合は御前廻りへも帯刀にても苦しからず	忠和
64	寛政10年閏7月	書付*御跡乗御刀番・目付・大小姓の面々供の節、羅紗の合羽貸し出しのこと	忠和
65	寛政9年8月23日	書付*出火の節、御日付御役目印、今後は紛らわしき品を使用しないこと	忠和
66	寛政8年8月28日	書付*武器風入の節、小姓頭以上は拝見を願えば一度は拝見することができる	忠和
67	寛政12年6月23日	書付*番頭・馬廻役、何番の相番と中古より唱え来るが、今後馬廻は何番組と呼称すべし	忠和
採録順	年月日	見出し（松平忠矩筆）	治世
68	安政3年8月写	附奥平謙輔の差出し候取納其外之書面左之通	忠国
69	安政4年8月写	附奥平謙輔の三屋敷之人数高差出シ候書付左之通	忠国
70		役名席順之覚、但役料役金之覚	忠国
71	安政6年8月写	役順書	忠国
72	安政4年中調	異国船渡来之節出張心懸、但年番持にて年々性名者相変候得とも人数高者相変シ不申候、役々ニ寄り手当金員数不同ニ付相不記、異国船渡来有之中屋敷江養父被詰候節出張心掛	忠国
73	安政4年中調	異国船渡来有之御台場江人数相詰候節出張心掛并御台場御掘筒打前有之候節出張	忠国
74	嘉永7年正月調	異国船渡来、萬一早板木之節養父登 城之節屋敷内ニ手当之控	忠国
75	嘉永7年正月調	異国船渡来、萬一早板木之節拙者登 城之節屋敷内ニ手当之控	忠国
76	嘉永年中調	家中人数高左之通り、年々少々相違有之候得とも大凡之所を為見記置也	忠国
77		安政五年江戸定詰人数高左之通り、安政二卯年之大地震ニ而其后長屋取立候節道幅広ク取り候故、依而長屋も減少致候間、定詰人数も減少ニ相成候事二者可有之候得とも、先大凡之処を為見記置	忠国
78		安政年中三屋敷目見以下帯刀之者役人数高左之通、但し七年詰之向中屋敷二者有之候得者時ニ寄り少々、之相違者可有之候得共、大凡之処を為見記也	忠国
79		嘉永年中家来共先祖住口書付家老共の差出シ候間、依而認置	忠国
80	天保7年12月23日	従 公辺被仰出候御書付之写(松平下総守宛)	忠国
81	嘉永2年12月23日	従 公辺被仰出候御書付之写(松平下総守宛)	忠国
82		忍家年始勤先左之通	忠国
83	安政3年10月	荒木村百姓吉五郎倅次郎安政三辰年堀田備中守江駕訴致候書面之写	忠国
84	11月晦日	将軍 宣下之節忍家ニ而家中江相触候写	忠国
85		忍家近習向江用事申付候ヶ条之覚書并近習之面々日々相動候品々	忠国
86	10月13日	忍家他出之節小姓共下屋敷又者中屋敷之仲間江申遣シ候文面大略左之通	忠国
87		同家在府在城近習人割左之通	忠国
88	2月21日夜	荒木村一件書面左之通り	忠国
89	嘉永6年9月20日	忠国下総守家中江申聞候書付	忠国
90	嘉永6年9月20日	忠国下総守家督中家老共の家中江申聞候書付	忠国

〔典拠〕「松平下総守忠国家記」(岡山大学図書館蔵池田家文庫P28-133)より作成。拙稿「忍藩主松平下総守家の藩政と家意識」掲載の表2-2を補訂。

表3 「忍藩漫録」の内容細目

20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	収録順
10月				年数不相分 7月2日		年月日不明	年月不相分			嘉永5年			安政2年11月8日				(嘉永4年)正月21日	8月29日		年月日
養父昇進之義 公辺江相願候願書写控	養父出生之女子死去之節遠慮取調書	養父下総守忠国在國中近習人割左之通	松平下総守家ニ而国元分江戸表着座之次第	井伊兵部少輔病氣之処養生不相叶・・	安政末年従 公辺御渡しニ相成候御船并附屬之品書付	公辺御渡しニ相成候御船并附屬之品左之通	忍城下出火之書付	忍家ニ某罷在候時分精進	異国船之渡来萬々一兵端相開ケ候節心積左之通尤忍家内證之分	北条詰人別	忠国下総守諸士江申聞候書付	忍家ニ而嫡子任官又ハ溜詰格且本席等ニ相成候節、在町之者共今嫡子之慶事ニ付而嫡子之親父江金を献ス、右之員数左ニ記ス	忍城下内行田并三荒井坪数取調左之通	(不明ニハ候得共)房州大房北条詰人数左之通	江戸詰勤番宛行左之通	忍家松平下総守安政二卯年中借財取調書之控	忠国下総守家中江申聞候書面左之通	大坂天満ニ而忍家一手持 東照宮御宮修復入用として拝借の拝借金貸付	忠国松平下総守家中江申聞候書付	見出し
			但忠国下総守父忠翼下総守之兄弟ニ而忠堯下総守ハ忠翼之嫡子忠国ハ御弟四男ニ而忠彦下総守嫡子無ニ付順養子ニ成ル故貞亮兵部少輔ハ忠国忠堯忠彦之叔父也	但忠国下総守父忠翼下総守之兄弟ニ而忠堯下総守ハ忠翼之嫡子忠国ハ御弟四男ニ而忠彦下総守嫡子無ニ付順養子ニ成ル故貞亮兵部少輔ハ忠国忠堯忠彦之叔父也								町在御看差上候者江御酒被下御入用之分是迄差上候内分相願御下ケニ相成候儀も有之候処、一体表御相当之儀ニ付、最早相願不申、仍而但書之通相認置候旨申出候、此段及付札候	前文三荒井坪数取調致させ候趣意ハ、三荒井者城下之中央故便利之場所ニ有之候得者、学校演武所など取建可然と考候処今取調致させ候事							筆写理由の注記

近世大名の養嗣子付史料群の形成過程（澤村）

収録順	年月日	見出し	筆写理由の注記
21		昇進歎願之書面写控 尤実父ノ老中江声掛り頼候書付	前文昇進之書面実父水戸中納言齊昭卿一覽し給ひ防禦之一助と思ひ給ひ而老中正弘伊勢守阿部氏江御書状興津能登守遣セし処其年ニ昇進ニ相成ル
22		再度歎願之書付写控 尤実父江差出候控	
23		忍家ノ水府家江帰り候前召遣候近習姓名左ニ記	
24	7月朔日	忍家ニ而小姓頭以上江内々肴菓子之頼遣候節奥小姓ノ文通致候節先方ノ返事左之通	
25	4月10日	忍家ニ而山本流居合致候者之名面、姓名をしらんがためニ記置	
26	11月23日	忍家松平下総守ノ水戸家江立帰り候以前従 公辺被仰出候書付写	
27		(病氣につき松平民部大輔溜詰御免申渡し)	
28		忍家松平下総守上屋敷下屋敷并勤番とも打込姓名後世名面并江戸詰人数之大凡をしらんがためニ記置	
29		小石川ノ忍家松平下総守方江引移候節奥向規式左之通	
30		水府家ノ忍家松平下総守方江引移前近習向江重役ノ申聞候書付之写控置	
31		忍家松平下総守奥向女中名面家来共ノ差出候儘を記置	
32	嘉永6年8月14日	忍家松平下総守奥向締り書付家来共ノ差出候儘ニ記置	
33	嘉永5年7月調	奥并御口外諸御定抜書	
34		忍家ニ而使者番相勤候家此帳面	寛永年中ノ嘉永七戌年迄相勤候名面
35		忍家松平下総守家来役名并役順役料左之通	但シ別帳ニ認有之候得共役料少々之違ひ有之候間、猶又記置
36	4月27日	小姓頭共江留守居ノ之文通如左、尤文通之大略ヲ為見ニ記置	但鏡君者広幡家之女ニ而水戸慶篤之室となりし也
37	嘉永7年6月	忍家松平下総守方ニ而房州御備場御免内海三之台場御預ケ被仰付候節、田領ノ御戻し被成下候節之郷村高帳左之通	本書ニハ高橋平作之名前之上二年号月とも認有候
38	文化6年12月	忍家松平下総守調初之式左之通 但帳面表題左之通認有之	
39		未ノ年御本丸御焼失後御達シ有之公辺江	
40		松平下総守家ニ而年始祝詞家来共之礼ヲ受候次第書	
41		忠国松平下総守家中江申聞候書付	
42		忍家松平下総守方ニ而上屋敷焼失後家中下谷三味線堀飯小屋ニ住居姓名、尤下屋敷也、尤姓名を為知也	

近世大名の養嗣子付史料群の形成過程（澤村）

収録順	年月日	見出し	筆写理由の注記
43		此書面者忠矩忍表之義を深く心配せし故医者清水玄策と言ふニ密ニ申聞をり ／＼書通致させし一書也	志馬ハ山田志馬勝手方用人黒沢八左衛門も同断、奥平謙輔ハ小姓頭在江戸ニ 而予カ伝役也、志馬ハ兄弟
44		大雨ニ付忍表損之所書付	
45		閣老阿部伊勢守正弘江松平相模守慶徳松平大和守罷越シ候上ニて面会いたし 候書取草稿之写	
46		(忍松平下総守伺書)	
47		因州松平相模守伺書	
48		川越松平大和守伺書	
49		品川五六御台場御警衛ニ付伺書	
50	6月6日	阿部勢州江大和守相模守同伴罷越差出候書面之控写	
51	11月	因州江文通草稿	
52	安政4年12月晦日	忍家ニ罷在候節某愚考之書附(安政四丁巳年十二月晦日認年寄共江為見候処 存念無之処附之用人奥平謙輔申出ル)	但奥平謙輔江見セ候草稿ニ而、其後認直し年寄共江見セ候也、丹後守ハ土岐 丹後守大目付ニ而外国掛り、民部少輔ハ鶴殿民部少輔御目付ニ而外国掛り
53		三御屋敷御人数御備立陰陽之備江増之積り左之通	
54	嘉永7年	嘉永七年小姓頭奥平謙輔軍事方佐藤与三右衛門相談江戸詰人数備立諸道具積 書	
55		上屋敷人数取調	
56		水戸家忍家役名照シ合セ	

〔典拠〕〔忍藩漫録〕〔岡山大学図書館蔵池田家文庫S6-728(2)〕より作成。